

令和4年12月

犯罪収益移転 危険度調査書

凡 例

法令の略称は、次のとおり用いる。

[略称]	[法令名]
外為法	外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）
携帯電話不正利用防止法	携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）
国際テロリスト財産凍結法	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号）
資金決済法	資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）
出資法	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）
テロ資金提供処罰法	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 67 号）
入管法	出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
入管法施行規則	出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号）
犯罪収益移転防止法	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）
施行令	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成 20 年政令第 20 号）
規則	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）
風営適正化法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成 3 年法律第 94 号）
労働者派遣法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

はじめに	1
第1 危険度調査の方法等	5
1 FATF ガイダンス	5
2 本危険度調査	5
第2 我が国の環境	7
1 地理的環境	7
2 社会的環境	7
3 経済的環境	7
4 犯罪情勢等	8
第3 マネー・ローンダリング事犯等の分析	12
1 主体	12
(1) 暴力団	12
(2) 特殊詐欺の犯行グループ	12
(3) 来日外国人犯罪グループ	13
2 手口	16
(1) 前提犯罪	16
(2) マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等	23
3 疑わしい取引の届出	24
第4 取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度	31
1 取引形態と危険度	31
(1) 非対面取引	31
(2) 現金取引	33
(3) 外国との取引	36
2 国・地域と危険度	41
3 顧客の属性と危険度	44
(1) 反社会的勢力（暴力団等）	44
(2) 国際テロリスト（イスラム過激派等）	48
(3) 非居住者	59
(4) 外国の重要な公的地位を有する者	60
(5) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）	62
第5 商品・サービスの危険度	68
1 危険性の認められる主な商品・サービス	68
(1) 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス	68
(2) 保険会社等が取り扱う保険	79
(3) 金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等	83
(4) 信託会社等が取り扱う信託	88
(5) 貸金業者等が取り扱う金銭貸付け	91
(6) 資金移動業者が取り扱う資金移動サービス	94
(7) 暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産	99

(8) 両替業者が取り扱う外貨両替	105
(9) ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース	109
(10) クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード	112
(11) 宅地建物取引業者が取り扱う不動産	115
(12) 宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属	118
(13) 郵便物受取サービス事業者が取り扱う郵便物受取サービス	122
(14) 電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行	125
(15) 電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス	127
(16) 法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス	131
第6 危険度の低い取引	140
1 危険度を低下させる要因	140
2 危険度の低い取引の種別	141
今後の取組	143

(5) 法人（実質的支配者が不透明な法人等）

FATF は、平成 30 年（2018 年）に公表したレポート^{*1}において、「近年の経済・金融サービスのグローバル化の進展は、犯罪者が犯罪収益の流れや犯罪性を隠匿するために、会社やビジネスの構造を悪用する機会にもなっており、例えば、会社による貿易取引を仮装して違法な収益を隠匿したり、実態のない又は不透明な法人やノミニー制度、法人等のためにサービスを行う事業者等を悪用するなどして、犯罪者の活動の真の目的や実質的支配者を隠匿したりしている」等と指摘している。また、FATF 勧告（勧告 24 等）では、各国に次のことを求めている。

- 顧客が法人である場合には、事業者が常に実質的支配者である自然人にまで遡って本人確認を行うこととすること。
- 法人の実質的支配者を明らかにするような仕組みを作るとともに、権限ある当局が、適時に、法人の実質的支配者に係る情報を確認できるようにすること。
- 事業者による当該情報へのアクセスを促進するための措置を検討すること。
- 法人に関するマネー・ローンダリング等のリスクを評価すること。

ア 危険度を高める要因

(7) 特徴

法人は、自然人と異なる独立した財産権の帰属主体であり、自然人は、その有する財産を法人の財産とすることで、他の自然人の協力を得なくとも財産の帰属主体を変更することが可能である。

法人は、一般に、その財産に対する権利・支配関係が複雑であり、会社であれば、株主、取締役、執行役、さらには債権者が存在するなど、会社財産に対して複数の者がそれぞれ異なる立場で権利等を有することになる。そのため、財産を法人へ流入させれば、法人特有の複雑な権利・支配関係の下に当該財産を置くことになり、その帰属主体が不明確になることから、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠蔽することができる。さらに、法人を実質的に支配すれば、その事業の名目で多額の財産の移動を頻繁に行うことができる。

我が国における法人は、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等であり、これらの企業活動を行う全ての法人は商業登記法等に基づき登記することで法人格を取得する（図表 18 参照）。近年の法人形態ごとの設立登記数をみると、合同会社が増加している（図表 19 参照）。法人の設立に際して必要となる定款の作成について、株式会社等の場合には公証人による認証が必要であるが、持分会社^{*2}の場合には不要である。また、株式会社設立に際しては、実質的支配者の確認が必要であるが、持分会社設立に際しては不要であるなど法人の形態によって設立手続等が異なる。設立時のコスト、新たな出資、現物出資、業務執行役員の任期等の面において、総じて持分会社の方が手続が簡易でコストも安価といえる（図表 20 参照）。

*1 Concealment of Beneficial Ownership(July 2018)

*2 「持分会社」とは、会社法に規定された会社のうち、合名会社、合資会社及び合同会社の総称である。

図表 18【日本国内における主な形態別法人数】

区分	年度	平成 30	令和元	令和 2
株式会社		2,554,582	2,559,561	2,583,472
合名会社		3,371	3,343	3,352
合資会社		14,170	13,540	12,969
合同会社		98,652	113,196	134,142
その他		67,774	68,780	70,436
合計		2,738,549	2,758,420	2,804,371

注 1：国税庁の「会社標本調査」による。

2：法人数は、単体法人及び連結法人の合計数である。

3：休業、清算中の法人及び一般社団・財団法人等は含まれていない。

4：その他は、協業組合、特定目的会社、企業組合、相互会社及び医療法人である。

図表 19【主な法人形態ごとの設立登記数】

区分	年	令和元	令和 2	令和 3
株式会社		87,871	85,688	95,222
合名会社		48	34	16
合資会社		47	41	33
合同会社		30,566	33,236	37,072
合計		118,532	118,999	132,343

注：法務省の統計による。

図表 20【主な法人形態ごとの設立手続・要件等】

	株式会社	持分会社		
		合名会社	合資会社	合同会社
出資者	株主	社員		
必要な出資者	1名以上	1名以上（無限責任社員）	それぞれ1名以上（無限責任社員、有限責任社員）	1名以上（有限責任社員）
出資者の責任の範囲	有限責任	無限責任	無限責任、有限責任	有限責任
経営の主体	取締役	業務執行社員		
会社の代表者	代表取締役	代表社員		
所有と経営	所有と経営が分離	所有と経営が一致		
定款認証	必要	不要		
定款認証費用	5万円以下	不要		
登録免許税	資本金の額の1000分の7の額。但し、この額が15万円に満たない場合は15万円	6万円	6万円	資本金の額の1000分の7の額。但し、この額が6万円に満たない場合は6万円
定款の収入印紙代（紙媒体の場合）	4万円	4万円		
出資額と資本金の額	資本金への組入が必要。但し、1/2を超えない額は資本準備金として計上することが可能	全額を資本剰余金として計上することが可能		
現物出資に係る検査役の調査	原則必要	不要		
決算公告	必要	不要		
利益・損益分配	原則として出資比率により分配	定款の定めがない場合は、各社員の出資の価額に応じて分配		
最高意思決定機関	株主総会	総社員の同意		
定款変更	株主総会の特別決議	総社員の同意		
役員の任期	原則2年 但し、非公開会社では最長10年	なし		
株式（持分）の譲渡	原則自由。但し、一定の方法による譲渡制限が認められる	他の社員全員の承諾		

外国法人や非居住者に対して低い税率で金融サービスを提供する、いわゆるオフショア金融センターと呼ばれる国・地域は、金融規制が緩く、様々な投資スキームが組成しやすいといわれているほか、プライバシー保護を目的として法人の役員や株主を第三者名義で登記できるノミニーマ制度が採用されている場合もある。これらの特性を利用し、オフショア金融センターとされる国・地域において、実態のない法人が設立され、当該法人が犯罪収益の隠匿等に悪用される危険性がある。

法人がマネー・ローンダリング等に悪用されることを防止するためには、法人の実質的支配者を明らかにして、法人の透明性と資金の追跡可能性を確保することが重要である。この点、我が国においては、法人等のために、いわゆる「住所貸し」といわれる事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するレンタルオフィス・バーチャルオフィス事業者が存在する。その中には郵便物受取サービス、電話受付代行サービス、電話転送サービス等の付帯サービスを提供している事業者もあり、これらのサービスを悪用することにより、法人等は、実際には占有していない場所の住所や電話番号を自己のものとして外部に表示することができるほか、法人登記を用い事業の信用、業務規模等に関し架空又は誇張された外観を作出することが可能となる。

マネー・ローンダリング等を企図する者は、このような法人の特性を悪用し、法人の複雑な権利・支配関係を隠れみのにしたり、取締役等に自己の影響力が及ぶ第三者を充てたりするなどし、外形的には自己と法人との関わりをより一層不透明にしつつ、実質的には法人及びその財産を支配するなどして、マネー・ローンダリング等を行おうとする。

(イ) 事例

令和3年中に実態が不透明な法人等がマネー・ローンダリングに悪用された主な事例は、次のとおりである。

- 実態のない会社を設立した上で、横領した物品を正当な取引を装って売却し、同社名義の口座に売却代金を振込入金させた。
- 共犯者に実態のない会社を設立させて開設した同社名義の口座に、特殊詐欺で得た電子マネーギフト券の売却代金を振込入金させた。
- 交際相手を代表取締役として設立した会社名義の口座に、新型コロナウイルス感染症に関連した給付金詐欺で得た犯罪収益を送金した。
- 経営不振に陥った会社の業務委託を請け負っていた共犯者が保有する法人名義口座を利用し、外国で発生した詐欺等の被害金を同口座に送金させ、正当な取引による送金であるかのように装って詐取金を引き出した。
- 実態のない会社を設立して開設した同社名義の口座に、無許可の風俗営業により得た犯罪収益を送金した。

法人を悪用したマネー・ローンダリング事犯の国内での検挙事例等をみると、マネー・ローンダリング等を意図する者は、

- 取引における信頼性を享受し得ること

- 多額の財産の移動を頻繁に行うことができること
- 合法的な事業収益に犯罪収益等を混在させることで、違法な収益の出所を不透明にすることができること

等の法人の特性を悪用している実態が認められる。

法人を悪用した手口の中でも、事業活動の実態や実質的支配者が不透明な法人を悪用するものは、犯罪収益の追跡が困難となる。具体的には、

- 犯罪収益の隠匿等に悪用する目的で、実態のない法人を設立する
- 犯罪収益の隠匿等を企図する者が、第三者が所有する法人を違法に取得する

などの手口によって法人を支配し、同法人名義の口座を犯罪収益の隠匿先に悪用するなどの実態が認められる。

令和元年から令和3年までに検挙されたマネー・ローンダリング事犯のうち、実態のない又は不透明な法人が悪用された件数は44件であり、近年増加傾向にある。このうち、令和3年中における実態のない又は不透明な法人が悪用された件数は16件あり、悪用された法人数は23法人であった。この悪用された法人を形態別にみると、株式会社（特例有限会社を含む。）16法人、合同会社6法人、その他1法人となっている。

悪用された法人の登記に着目して分析したところ、次のような法人も認められた。

- 登記されている資本金の額が数万円から数十万円と極めて少額な資本金で設立されている法人
- 所在地や役員の登記変更が頻繁である法人
- 多数の事業目的が登記され、それぞれの目的同士の関連が低いといった不審点が認められる法人

さらに、法人が設立されてから悪用されるまでの期間を分析したところ、株式会社に比して合同会社が設立されてからより短期間のうちに悪用されている傾向にあり、中には設立から数ヶ月程度で悪用されている法人もあった。

法人が悪用された事例の前提犯罪をみると、詐欺が最も多く、その中には海外におけるものも含まれているほか、出資法・貸金業法違反やわいせつ物頒布等、業務上横領等もある。また、犯罪組織が反復継続して実行し、多額の収益を生み出す犯罪において、実態のない又は不透明な法人が悪用されている実態が認められる。

イ 疑わしい取引の届出

実態の不透明な法人又は真の受益者が不明として届け出られた法人に関する疑わしい取引の届出理由において、顧客属性や事業内容、取引形態等に着目した届出は、次のとおりである。

- 役員や法人に関連する口座名義人が暴力団をはじめとする反社会的勢力であることが判明したもの。

- 法人の代表者が外国人でありながら、代表者の在留資格に就労制限があるもの。
- 不動産業、古物商等、許認可が必要な業種にもかかわらず、許認可について未取得であり、事業実態も不明なもの。
- 登記された事業目的の数が合理的な理由なく多岐にわたり、かつ関係性が乏しいものが列記されているもの。
- 本人確認書類等の資料提出を拒まれるほか、事業内容や取引目的等について説明を求めるも明確な回答が得られないもの。
- 登記住所や申告された電話番号を確認するも、事務所や店舗が存在しない又は電話が繋がらないもの。
- 同一の住所地に多数の法人を登記しており、事業実態も不明でペーパーカンパニー等が疑われるもの。
- 実質的に休眠会社でありながら、口座の動きが頻繁で、不明瞭な現金の入出金がみられるもの。
- 法人による取引にもかかわらず、合理的な理由なしに個人名義の口座を使用しているもの。
- 長期間不活動であった法人口座に突如多額の取引が発生し、給付金等の不正受給が疑われるもの。
- 入金した資金を代表者が同一の他法人に即時全額送金するなど、トンネル口座としての悪用が疑われるもの。

ウ 危険度の低減措置

FATF 勧告のほか、平成 25 年（2013 年）6 月のロック・アーン・サミットにおいて、「法人及び法的取極めの悪用を防止するための G 8 行動計画原則」が採択されたこと等も踏まえ、我が国はこれまで、法人の実質的支配者情報を確認するための制度等を次のとおり整備している。

法令名	内容
犯罪収益移転防止法及び規則	<p>実質的支配者を規定し、特定事業者に対し、顧客等が法人である場合には、実質的支配者の本人特定事項を確認することを義務付け</p> <p>法人等のために事業上の住所や設備、通信手段及び管理上の住所を提供するサービスを行う特定事業者に対して、役務提供契約の締結に際しての取引時確認及び確認記録・取引記録等の作成・保存を義務付け</p>
公証人法施行規則（昭和 24 年法務府令第 9 号）	<p>株式会社、一般社団法人又は一般財団法人の設立時の定款認証においては、公証人は、囑託人に実質的支配者となるべき者の氏名、当該実質的支配者が暴力団員又は国際テロリストに該当するか否か等を申告させることを義務付け</p>
商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和 3 年法務省告示第 187 号）	<p>会社設立後の実質的支配者を継続的に把握できるようにするため、商業登記所が、株式会社からの申出により、当該株式会社の実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する制度について規定</p>

また、金融庁が策定している監督指針においては、法人である顧客との取引における実質的支配者の確認等、取引時確認を適正に実施するための体制が整備されているかという点を、監督上の着眼点の一つとして定めている。

さらに、会社法（平成17年法律第86号）には、休眠会社^{*1}のみなし解散制度があり、これは、転売や不正な登記変更等がされた休眠会社が犯罪に悪用される危険度を低減させるものである。のみなし解散は平成26年度以降毎年実施されており、その数は、令和元年度が約3万3,000件、令和2年度が約3万2,000件、令和3年度が約3万件となっている。

エ 危険度の評価

法人は、その財産に対する権利・支配関係を複雑にすることができ、法人の実質的な支配者は、自らの財産を法人に帰属させることで、自らが当該財産に対する権利を実質的に有していることを容易に隠蔽することができることから、法人との取引は危険性があると認められる。

会社形態別にみると、株式会社は、設立手続等が厳格であり、一般的な信用が高く、株式の譲渡がしやすいという特性から、既存の株式会社を悪用される危険性がある。これに対して、持分会社は、設立手続等が総じて簡易であって維持コストも安価であるという特質から、新たに持分会社を設立するなどして悪用される危険性がある。

さらに、このような法人の特性により、特に実質的支配者が不透明な法人に帰属させられた資金を追跡することは困難となる。実際、詐欺等の犯罪収益の隠匿手段として、実質的支配者が不透明な法人の名義で開設された口座が悪用されていた事例があること等から、実質的支配者が不透明な法人との取引は危険度が高いと認められる。

*1 株式会社であって、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過したものをいう。